

教育施策の取組みに関する広報動画制作業務委託 仕様書

1 目的

大東市（以下「本市」という。）では、「子育てするなら大都市よりも大東市」をブランドメッセージとし、これまでも積極的な子育て支援策を講じてきた。これまでも教育大綱の基本目標である「あふれる笑顔 幸せのまち大東の未来を拓く 人づくり」の下、「学力の向上」、「安全・安心な教育環境の推進」、「開かれた魅力ある学校づくり」、「徹底的家庭支援」という4点の重点項目に対し、ICT教育の推進や、大東市小中学校長寿命化計画に基づく改修工事、小中一貫教育の推進等、様々な教育施策に取り組んできたところである。

また、令和5年度には教育委員会事務局に教育企画室を設置し、「大東市の教育ブランドの確立」を推し進めるため、インスタグラムの開設という新機軸や、広報誌への連続掲載等、様々な媒体を用いた教育施策の広報を行ってきた。

一方で、施策や事業における各々の広報は充実したものの、個々の取り組み紹介に留まっていたことから、「大東市の教育ブランド」という総合的な広報としての発信にまで至っておらず、これらを総括した広報の必要性について認識した次第である。

今回、「大東市の教育ブランドの確立」、つまり大東市のブランドメッセージ「子育てするなら、大都市よりも大東市」の定着を目的とし、児童生徒、教職員がもつ大東市の教育への誇りや、保護者や地域の方、企業の大東市の教育への関心を高めるとともに、市外在住でこれから子育てをする世代の、大東市内への移住促進にも寄与する広報手段として、動画を作成するものである。

ひいては、本動画の作成が、本市教育への理解による「地域とともにある学校づくり」の促進や、働きたい教職員が増加することに伴う教育レベルの向上、人口増加による財政基盤の安定がもたらす教育環境の充実につながる一助となることをめざしている。

2 業務名

教育施策の取組みに関する広報動画制作業務

3 業務内容

受注者は、制作目的を理解し、視聴者の興味・関心を引き付けるよう、企画段階から創意工夫をこらして、動画制作に係る全ての業務を行うものとする。

また、「大東市教育大綱」の基本目標並びに重点項目を確認の上、本動画制作の内容に反映させること。

(ア) 企画・構成

プロポーザルでの企画提案内容を基に、本市と協議を行い、構成内容と工程を決定し、工程表を発注者に提出する。決定した内容を基にタイトル、シナリオ、ナレーション、テロップ及びBGM、イラスト等（絵コンテ含む。）を作成する。

(イ) 映像作成

構成内容と工程表に基づき、動画作成に必要な撮影等の映像調達や映像作成を行う。

このとき、撮影に係る肖像権や著作権について動画の使用に必要な対応を行う。また、撮影に際し、使用料、出演料等の費用が発生する場合は、受注者の負担とする。

動画制作に係る撮影及びインタビュー（以下「撮影等」という。）は、本市内において行うこと。

撮影等は、発注者の承認を受けた後に行うものとし、安全かつ効率的に行うために、関連するスタッフに周知してから開始するものとする。

受注者はロケーション及び取材の際に、取材対象者及び取材対象物の対象者（管理者）に対し、インターネット等で公開されることを口頭で伝え、同意を得た上で撮影の許可を得るものとする。

また、事前に撮影場所や取材対象者への許諾が必要な場合、原則として受注者がその手続きと交渉を行うものとする

(ウ) 編集

映像の加工・編集、音楽・音声・ナレーション・テロップの挿入等の編集作業を行う。完成までに本市による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設ける。

動画の要件・規格は次のとおりとする。

- ① 再生時間は、1編以上制作し、うち1編は120秒以上180秒以内の動画とする。
- ② 画面縦横比16：9とする。
- ③ 動画の解像度はフルハイビジョンとする。
- ④ 動画によって、特殊映像の仕様が効果的と思われるものについて

は、ドローンの使用、タイムラプス映像などの特殊映像を使用することとする。

- ④ タイトル、テロップ対応言語は、日本語とする。
- ⑤ 3年間の使用に耐える内容となるよう配慮する。
- ⑥ 肖像権、個人情報に十分注意すること。

4 履行期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

5 予定価格（見積上限金額）

金 550,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記金額は契約金額を示すものではない。

6 成果品

成果物は、受注者において映像・画像・音楽等に係る肖像権や著作権処理と済ませたもので、所有権はすべて本市に帰属するものとする。

- ① 教育施策の取組みに関する広報動画データを収めた DVD-R ディスク 正副2枚

DVD-R ディスクは一般的な家庭用プレイヤーでの再生、及び DVD ドライブ付パーソナルコンピュータでの複製が可能なデータ形式とすること。

動画データはインターネット配信に適した形式とし、ハイビジョン以外に異なる解像度も含めた複数の動画とすること。

- ② 撮影素材と協議議事録を収めた DVD-R ディスク 正副2枚

動画制作に使用した写真データ、映像、動画台本等の映像素材及び、本市と打合せや協議を行った議事録について文書データを納品すること。

写真データ、画像データについては JPEG・BMP・GIF 等の汎用的なファイル形式とし、グラフィックソフトに依存しないものとする。

文書に関する電子データの形式については、word2019 にて認識・加工できるもの及び PDF とし、DVD-R ディスク又は CD-R ディスクに保存することとする。

なお、容量の都合上ディスク 1 枚で収納できない場合、2 枚以上の提出となることを妨げない。

③ 撮影素材一覧表 1 部

②に収めたデータ内容を把握するため、撮影素材・撮影場所・データ形式の一覧表を作成すること。

7 参考資料

本業務の遂行にあたっては次の資料を参考にすること。

- ・大東市教育大綱
- ・大東市小中学校長寿命化計画
- ・幸せデザイン大東（第 5 次大東市総合計画・第 2 期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略）

8 留意事項

- （1）本契約で得られた成果品、資料、情報等は本市の許可なく他に公表、貸与、譲与、使用しないこと。
- （2）業務完了後に、受注者の責に帰すべき事由による不良個所があった場合は、受注者が速やかに訂正、補正など必要な措置を講ずるものとし、これにかかる費用は受注者の負担とする。
- （3）作成された印刷物における写真やイラスト、地図、表等についての著作権及び利用権は本市に帰属する。
- （4）本業務で制作した動画データや写真データは、インターネット配信の他、広報誌等においても使用するため、著作権等必要な措置を講じた上で制作するものとする。
- （5）本業務実施中、受注者は必要に応じて本市と試写を行い、業務完了前に最終試写を受けなければならない。また、訂正等の指示を受けた場合は受注者の負担にて速やかに行うこと。
- （6）業務完了後に受注者の責に帰すべき事由による成果品の不備や不良があった場合は、受注者は速やかに本市の指示に従い、補正等の措置を受注者負担で行わねばならない。
- （7）制作作業にあたっては、委託業務を総括し、本市からの指示を受ける窓口として制作責任者を置き、市、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。なお、制作責任者と併せて、当該業務の従事担当者を確認

保し、これらは、画像やデザイン、映像、音声等のマルチメディア情報を制作する上で必要な知識と技能を有しているものであること。

- (8) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じ受注者は、発注者と協議して定めることとする